

きょうだい児多子軽減届出書

の提出について

就学前のきょうだい児が給付対象外施設等（下記表の対象施設）に在園している場合は、**きょうだい児多子軽減届出書**および**在籍等証明書**を提出すると、認可保育所や地域型保育事業（小規模保育事業等）を利用する0～2歳児クラスのお子さんの利用料が変わる場合があります。また、幼稚園、認定こども園及び認可保育所を利用する3～5歳児クラス（幼稚園、認定こども園（教育利用）は満3歳から）の副食費が免除（第3子）になる場合があります。

【提出先】保育所等のある区の区役所こども家庭支援課

* 利用施設・事業が決まった後に提出してください。

給付対象外施設等
<ul style="list-style-type: none">• 横浜保育室• 特別支援学校幼稚部• 児童心理治療施設通所部• 児童発達支援及び医療型児童発達支援• 居宅訪問型児童発達支援• 企業主導型保育事業

※ 「きょうだい児多子軽減届出書」および「在籍等証明書」は、横浜市ウェブサイトからダウンロードしてください。区役所こども家庭支援課でも配布しています。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/>

【提出先】各区こども家庭支援課 保育担当宛

（市外局番は045）

区名	住所	電話番号
鶴見区	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816
神奈川区	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7157
西区	〒220-0051 西区中央一丁目5番10号	320-8472
中区	〒231-0021 中区日本大通35	224-8172
南区	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1149
港南区	〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号	847-8498
保土ヶ谷区	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6397
旭区	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173
磯子区	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2435
金沢区	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7795
港北区	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2280
緑区	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2331
青葉区	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428
都筑区	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463
泉区	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2413
栄区	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8463
戸塚区	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8467
瀬谷区	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5782